

2012/12/28 20:03 現在の情報です。

東京都墨田区両国三丁目6番7号  
 後藤解体工業株式会社  
 会社法人等番号 0106-01-011903

商号	後藤解体工業株式会社	
本店	東京都墨田区東両国三丁目22番地	
	東京都墨田区両国三丁目6番7号	昭和42年 5月 1日住居表示実施
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和27年8月14日	
目的	1. 建造物解体工事の請負 2. 建築資材の製造販売 3. 前記各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	4万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 4万株	
資本金の額	金5000万円	平成 4年 8月26日変更
		平成 4年 9月 1日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。 平成18年 8月28日設定 平成18年 9月 4日登記	
	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成24年 6月20日変更 平成24年 6月22日登記	
役員に関する事項	取締役 後藤 勝 治	平成19年 8月28日重任
		平成19年 8月29日登記
	取締役 後藤 勝 治	平成21年 8月27日重任
		平成21年 9月14日登記
	取締役 後藤 勝 治	平成23年 8月29日重任
		平成23年 9月29日登記
		平成24年 6月20日辞任
		平成24年 6月22日登記
	取締役 照井 正 彦	平成19年 8月28日重任
		平成19年 8月29日登記
		平成21年 6月30日辞任
		平成21年 6月30日登記
	取締役 後藤 浩 一	平成19年 8月28日重任
		平成19年 8月29日登記
取締役 後藤 浩 一	平成21年 8月27日重任	
	平成21年 9月14日登記	
	平成23年 5月30日辞任	
	平成23年 5月31日登記	
取締役 加藤 仁	平成19年 8月28日重任	

		平成19年 8月29日登記
取締役	加藤 仁	平成21年 8月27日重任
		平成21年 9月14日登記
取締役	加藤 仁	平成23年 8月29日重任
		平成23年 9月29日登記
		平成24年 2月29日辞任
		平成24年 3月 9日登記
取締役	大塚 勝久	平成19年 8月28日重任
		平成19年 8月29日登記
取締役	大塚 勝久	平成21年 8月27日重任
		平成21年 9月14日登記
取締役	大塚 勝久	平成23年 8月29日重任
		平成23年 9月29日登記
		平成24年 2月29日辞任
		平成24年 3月 9日登記
取締役	仁保 孝之	平成19年 8月28日重任
		平成19年 8月29日登記
取締役	仁保 孝之	平成21年 8月27日重任
		平成21年 9月14日登記
取締役	仁保 孝之	平成23年 8月29日重任
		平成23年 9月29日登記
		平成24年 2月29日辞任
		平成24年 3月 9日登記
取締役	森 永 朋	平成19年 8月28日重任
		平成19年 8月29日登記
取締役	森 永 朋	平成21年 8月27日重任
		平成21年 9月14日登記
取締役	森 永 朋	平成23年 8月29日重任
		平成23年 9月29日登記
		平成24年 2月29日辞任
		平成24年 3月 9日登記
取締役	仁保 由貴子	平成24年 2月29日就任
		平成24年 3月 9日登記
取締役	森 永 知美	平成24年 2月29日就任
		平成24年 3月 9日登記
東京都墨田区両国三丁目6番7号 代表取締役 後藤 勝治		平成19年 8月28日重任
		平成19年 8月29日登記
東京都墨田区両国三丁目6番7号 代表取締役 後藤 勝治		平成21年 8月27日重任
		平成21年 9月14日登記

	東京都墨田区両国三丁目6番7号 代表取締役 後藤勝治	平成23年 8月29日重任
		平成23年 9月29日登記
		平成24年 6月20日辞任
		平成24年 6月22日登記
	東京都墨田区石原一丁目24番3-1301号 代表取締役 仁保由貴子	平成24年 6月20日就任
		平成24年 6月22日登記
	監査役 後藤千恵子	平成18年 8月28日就任
		平成18年 9月 4日登記
監査役 後藤千恵子	平成22年 8月26日重任	
	平成22年 9月 8日登記	
取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
	平成24年 6月20日廃止	平成24年 6月22日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成 2年 6月14日移記

\*下線のあるものは抹消事項であることを示す。

## 指名停止措置について

- ◎指名停止業者 後藤解体工業株式会社  
代表取締役 後藤 勝治
- ◎指名停止期間 平成23年5月26日から12ヶ月を経過し、かつ、排除事由の解消が認められ、排除の解除を行った日まで
- ◎指名停止理由 内閣及び内閣府所管に係る発注工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書（平成22年3月31日付け警察庁丁暴発第42号，閣総会第159号，府会第266号）に基づき，警察当局より発注工事等からの排除要請の通報を受けた内閣府において，平成23年5月26日付けで指名除外通知書が発出されたため。